

地域福祉計画推進委員会の平成 24 年度の活動等について

1 23 年度の評価、24 年度の事業提案、25 年度の予算確認（部会・委員会）

開催期間：平成 24 年 4 月～6 月（3 ヶ月間）

開催回数：各部会 2 回～3 回（3 回目は予備日）

各回内容：1 回目 平成 23 年度 of 取組評価と平成 24 年度 of 事業提案

- ・採点・判定の入った評価シートの精査を行っていただき、各取り組みごとに評価概要のコメントを確定していただきます。
- ・評価を踏まえて 24 年度 of 事業提案をしていただきます。

2 回目 平成 23 年度 of 基本施策評価と 25 年度 of 予算の確認

- ・基本施策ごとの「コメント」と「評価」、「今後の展望を踏まえた評価に対するコメント」を確定していただきます。
- ・事務局が提案する 25 年度 of 予算案についてご確認をいただきます。

3 回目 予備日

- ・上記の内容を完了できなかった場合に開催します。

市・社協は、提案された内容について、平成 24 年度に実施します。

評価は、第 6 回委員会（7 月ごろ）で成案とし、取りまとめの上、市長に答申します。

25 年度に必要となる予算については、第 7 回委員会で再度確認します。

2 次期計画の策定方針について（第 1 期計画 第 7 回委員会）

開催時期：平成 24 年 9 月ごろ

会議内容：平成 26 年度からスタートする次期地域福祉計画の策定スケジュールの確認

- ・事務局が策定手法案、策定スケジュール案を提示します。
- ・委員会において、策定案についてご議論いただき、その手法を決定します。
- ・事務局は、当該決定された策定手法に必要な経費を平成 25 年度 of 予算に計上します。

3 平成 25 年度における活動の日程調整等（第 1 期計画 第 8 回委員会）

開催時期：平成 25 年 3 月ごろ

会議内容：平成 25 年度 of 活動スケジュール調整等を行います。

4 具体的な評価・提案の流れ

(詳細は別添「記入例」参照)

事務局から23年度の「実績」・「採点」・「判定」と、24年度の取組案を記入したワークシート(様式2)を事前に委員に送付します。

1回目の部会開催時に、各委員の評価(コメント)をご検討いただき、部会として評価(コメント)を確定していただきます。

当該23年度の評価結果を踏まえた上で、事前に24年度の取組みとして事務局があらかじめ取組案として提示した内容について、精査・修正を行っていただきます。

事務局は、24年度の取組みの検討時間を活用し、23年度の「評価の概要」欄の評価(コメント)等を、取組み評価一覧表(様式4)の「各取組みの評価概要」「採点」「判定」欄に転記し、1回目の部会が終了するときに各委員に配布します。

各委員は当該「取組み評価一覧表(様式4)」を持ち帰り、2回目の部会までに、基本施策の評価(コメント及び判定)と、今後の展望を踏まえた評価に対するコメント」を記入していただきます。

2回目の部会において、各委員が記載した基本施策の評価(コメント及び判定)と、今後の展望を踏まえた評価に対するコメント」を持ち寄り、部会として確定していただきます。

2回目の部会開催日に、事務局から24年度の取組み内容を踏まえた25年度の予算化事業案を提示します(通常予算枠の中で行われる事業以外の事業)。当該内容の精査と確認を行っていただき、現段階での25年度予算案とします。(第6回委員会時に再確認予定)

5 基本施策の評価に関する評価基準

基本施策に係る評価は、計画中いくつかの細目（取り組みの内容）を総括して行う必要があります。しかし、これら複数の細目を総括した目標値は設定しておりませんので、定量的な数値の比較による単純評価はできません。

したがって、委員が複数の細目の評価概要を俯瞰して主観的に評価していただき、コメントを行っていただく必要があります。

ただし、この場合、23年度の取り組みとして、新たにご提案いただいた101項目の内容に対する活動については採点結果のとおりとなりますが、地域福祉計画との対比においては、必ずしも採点結果と評価が一致するとは限りません。したがって、そのような関係性を踏まえて、基本施策の評価を行っていただくこととなります。

評価は、これを計画と比較したときに得られる評価コメントと、当該コメントのレベルを3段階で評価してはどうかと考えております。

その理由は、定量的数値の比較に基づく評価であれば、ピンポイントで評価の値を計測することができますが、定性的な実態から評価結果を導く場合、ピンポイントの値を出すことは困難であるため、ある程度大きな幅で評価を行っていく必要があると考えられるからです。

一般的に定性的評価は5段階で行うことが多いですが、今回は定性的であることに加え、複数の細目を総括して評価を行う必要があることから、さらに幅を大きくし、3段階で行うことが望ましいと考えられます。

また、「佐世保市地域福祉計画推進委員会設置要綱」第10条において、「この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。」こととしておりますので、別紙のとおり評価基準の案を提示し、推進委員会のご意見を踏まえて評価基準を決定したいと考えております。

基本施策の評価に関する評価基準について

平成24年3月19日
佐世保市保健福祉政策課
(佐世保市地域福祉計画推進委員会事務局)

『「佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進捗管理及び評価方針』に基づく評価に関して、当該方針に定める様式4の基本施策の評価を行うにあたっては、次の3段階の基準により評価することとする。

A評価

・・・地域福祉計画・地域福祉活動計画の達成に向けて計画どおり進んでいる

B評価

・・・地域福祉計画・地域福祉活動計画の達成に向けて重大な改善事項は見当たらない

C評価

・・・地域福祉計画・地域福祉活動計画の達成に向けて重大な改善事項がある

以上